

議案第 1 3 3 号

川崎市中心部リハビリテーションセンター中部在宅支援室の指定管理者の
指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市中心部リハビリテーションセンター中部在宅支援室 川崎市中心部区井田 3 丁目 16 番 1 号	川崎市高津区久地 3 丁目 13 番 1 号	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 理事長 佐川 道夫	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

参考資料

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団の概要

設　　立　　昭和 6 1 年 2 月 1 日

資産総額　　1 0 0 億 8 , 3 5 8 万 2 , 3 2 5 円

職　員　数　　理事 6 人、監事 2 人、職員 9 7 5 人

目　　的　　多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

事業実績　　1　第一種社会福祉事業

- (1) 障害者支援施設の経営
- (2) 特別養護老人ホームの経営

2　第二種社会福祉事業

- (1) 身体障害者福祉センターの経営
- (2) 障害福祉サービス事業の経営
- (3) 地域活動支援センターの経営
- (4) 一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営
- (5) 老人短期入所事業の経営
- (6) 老人デイサービス事業の経営
- (7) 介護保険法に基づく第 1 号通所介護事業の経営
- (8) 老人介護支援センターの経営

- (9) 保育所の経営
- (10) 児童厚生施設（児童館）の経営
- (11) 放課後児童健全育成事業の経営
- (12) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (13) 障害児通所支援事業の経営

3 公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援事業の経営
- (2) 地域包括支援センターの受託
- (3) 川崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業の受託
- (4) 地域生活支援事業の受託